

就労証明書

ふれあい 保育園 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号				
担当者名				
記載者連絡先				

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄													
1	業種	☐ 医療・福祉(職種内容:) ☐ その他 ()													
2	フリガナ											生年 月日	年	月	日
2	本人氏名											年	月	日	
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)				年		月	日	～	年	月	日
4	本人就労先事業所	名称													
4		住所													
5	雇用の形態	☐ 常勤 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ その他()													
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	一週当たりの就労日数 週間 日					
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐						
		平日		時		分		～		時		分 (うち休憩時間 分)			
		土曜		時		分		～		時		分 (うち休憩時間 分)			
	日祝		時		分		～		時		分 (うち休憩時間 分)				
	就労時間 (変則就労の場合)	就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日									
主な就労時間帯・シフト時間帯		時		分		～		時		分 (うち休憩時間 分)					
7	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中													
7		期間		年		月	日	～	年		月	日			
8	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み													
8		期間		年		月	日	～	年		月	日			
9	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み		理由		☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()									
9		期間		年		月	日	～	年		月	日			
10	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み		年		月	日								
11	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中		期間		年		月	日	～	年		月	日	
11		主な就労時間帯・シフト時間帯		時		分		～		時		分 (うち休憩時間 分)			
12	備考欄														
追加的記載項目欄															

記入する際にご確認いただきたいこと（重要）

この用紙は給付認定や施設・事業利用等に当たり必要な書類です。
事実に相違した場合は、施設・事業を利用できなくなる場合があります。
その他ご不明な点がございましたら、保育園へお問い合わせください。

<記載される就労先事業者等の方へ>

- ◆ 提出された証明書は返却できませんので、記載漏れ等があった場合は申請者を通じて再度提出をお願いします。
- ◆ 訂正の際は、二重線で消してください。修正液や消えるボールペンは使用できません。

～記載にあたって特に注意していただきたいこと～

雇用（予定）期間等（No.3）：有期雇用の場合、最初の契約開始日を記載してください。

保育所等に入所次第就労開始予定で雇用開始日を記載できない場合、その旨を「備考欄（No.12）」に記載してください。

就労時間（No.6）：実績ではなく、雇用契約に基づく就労日数及び就労時間を記載してください。

一月当たりの就労日数については、当月の1日から末日までの就労日数を記載してください。

育児短時間勤務制度の利用により日数及び時間に変更されている場合には、変更前の日数及び時間を記載し、「育児のための短時間勤務制度利用有無（No.11）」に変更後の就労時間帯及び期間を記載してください。

復職（予定）年月日（No.10）：保育所等に内定した場合に育児休業を短縮することが可能な場合は、短縮後の復職予定日を記載してください。

※ 4月1日利用開始の場合、利用開始月である4月の末日までに育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。

備考欄（No.12）：以下にあてはまる場合や、そのほか記載しておきたい事項があれば、備考欄に記載してください。

- ・ 就労時間・日数を増やす予定がある場合（保育所が利用決定した際に増やせる場合を含む）は、以下の3点を記載してください。

（1）就労時間・日数等を増やせる時期

（2）増やせる場合の1週あたりまたは1か月あたりの就労日数

（3）増やせる場合の1日あたりと1か月あたりの就労時間

【記載方法】保育所等の利用を開始する月から、月16日、1日8時間（月128時間）に増やします。

- ・ 既に退職している、または退職が決まっている場合は、必ず退職（予定）年月日を記載してください。

- ・ 産前産後休業または育児休業を複数回取得している場合は、その期間を記載してください。

【記載方法】産前産後休業：令和○年○月○日～令和○年○月○日

- ・ 単身赴任をしている場合（予定含む）には、赴任の期間を記載してください。赴任の終了日が未定の場合は、開始日のみ記載してください。

【記載方法】単身赴任期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日

- ・ 「就労時間（No.6）」の勤務時間が夜間勤務でない場合でも、宿直や宿泊を伴う出張など（残業除く）、常態的に月2回以上の夜間勤務がある場合には、その旨を記載してください。

※夜間勤務とは、夜24時を含む勤務となります。そのため、「就労時間（No.6）」の勤務時間が夜24時をまたいでいる場合には月2回以上の夜間勤務があるものとみなします。

- ・ 有期雇用契約の場合、現在の契約期間の満了後、契約更新の有無（予定含む）を記載してください。

<保護者の方へ>

- ◆ 提出された書類の証明事項について、「記載者連絡先」に確認することがあります。
- ◆ 就労状況を確認するため、追加書類を求める場合があります。
- ◆ 変則就労の場合、シフト表等を求めることがあります。
- ◆ きょうだいで同時に申請する場合は、きょうだい人数分をコピーしてご提出ください。
- ◆ 新規申請または転園申請の場合は原則提出日から6ヶ月以内に記載されたものを提出してください。それ以前の記載日であった場合、給付認定及び利用調整上不利になる場合があります。※現況確認はこの限りではありません。